

2025 年 2 月 26 日

内部統制システム整備の基本方針

本法人は、令和 7 年 2 月 26 日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為、「学校法人城西大学理事会規程」、「学校法人城西大学常務理事会規程」及び理事会の決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ③ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為、「学校法人城西大学理事会規程」、「学校法人城西大学常務理事会規程」及び「学校法人城西大学文書取扱規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ④ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び法人の各種規程を整備し、リスク対応方法等を明確にする。
- ② 「法人本部個人情報保護に関する規程」、「城西大学・城西短期大学個人情報の保護に関する規程」、「城西国際大学個人情報保護に関する規程」及び「学校法人城西大学特定個人情報等取扱規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の各種規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを前提とする。
- ④ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑤ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、必要な措置を講ずる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンス意識の醸成と定着を推進する。

- ② 「学校法人城西大学公益通報者の保護等に関する規程」を整備し、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事の職務を補助するもの（以下「補助職員」という。）を監事が置くことを求めた場合、補助職員を配置する。
- ③ 補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとし、当該補助職員の異動、人事評価及び懲戒等については、監事の意見を尊重する。
- ④ 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、常務理事並びに監事に報告する。
- ⑤ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとし、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いは受けないものとする。
- ⑥ 監事とその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。